

# 外貨預金契約前説明書

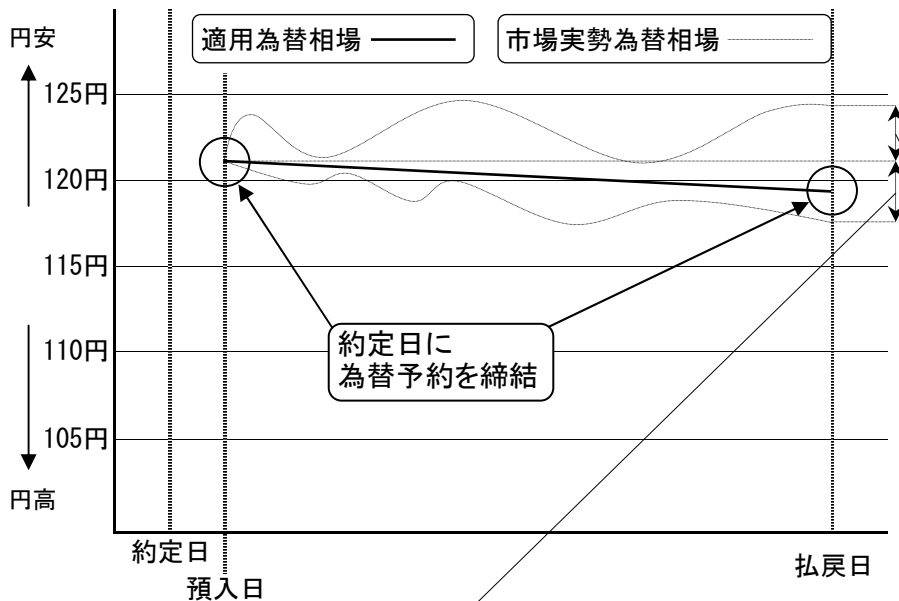
## 「為替予約付外貨定期預金」

この説明書を十分にお読みいただき、ご理解いただきましたうえでご契約ください。

※ この書面は、法令等の規定に基づく契約締結前交付書面兼外貨預金等書面兼商品概要説明書です。

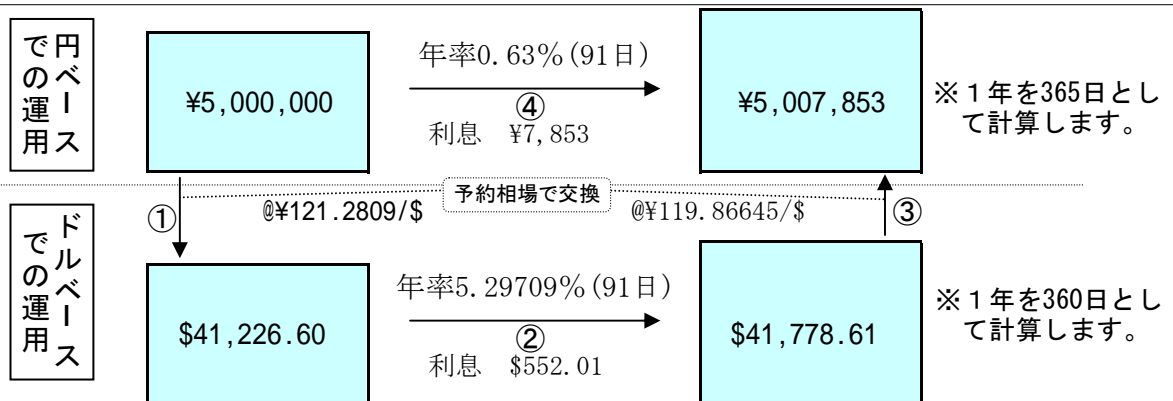
為替予約付外貨定期預金とは、円換算の利回りを確定させるため、通常のオープン外貨定期預金に為替予約を組み合わせたものです。お預け入れ時、お引き出し時の為替予約を同時に締結するため、為替リスクを回避できる一方、円安時のメリットを得ることはできません。また、原則として満期までの間はお引き出しいただくことができません。

### 為替予約付外貨定期預金のしくみ（米ドルで運用する場合）



為替予約を締結することにより利回りが確定します。  
為替リスクがなく、したがって元本割れの可能性もありません。（満期日前に解約した場合を除きます）

同じく、預入日の為替相場に比べて満期日の為替相場が円安となった場合にも、為替差益を得ることはできません。



※数値は全て参考値です。また、お客様が非課税法人の場合で計算しています。

## ●為替予約付外貨定期預金に関するご注意事項

### 1. 満期日前の解約について

本商品は満期日前の解約（中途解約）は原則お取り扱いいたしません。  
当行がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、外貨建ての元金および中途解約利息（預入日から中途解約日の前日までの日数について、中途解約日における外貨普通預金利率にて計算します）をお支払いし、中途解約日における当行仲値で円に交換します。その一方、中途解約にあたり、預金に内包されている為替予約を解消するための精算金を次の計算方法により算出し、お受け取りまたはお支払いいただくほか、取消手数料（5,000円）をお支払いいただきます。精算金および取消手数料は、上記の円貨額に合算または差し引きしてお支払いいたします。

精算金＝満期日の円建元利合計額－（満期日の外貨建元利合計額  
×中途解約時に締結する満期日までの先物売予約相場）  
以上より、お客様の受取円貨額は次の計算方法により算出いたします。

$$\text{受取円貨額} = \left[ (\text{外貨建元金} + \text{中途解約利息}) \times \text{中途解約日の仲値} + \text{精算金} \right] (= a) - \text{取消手数料}$$

ただし、**a** はお預け入れ円貨額（いわゆる元本）を上回らないものとします。

お客様の受取円貨額は為替相場および金利の影響によって変動いたしますが、中途解約時には**a**が最大でもお預け入れ円貨額となるので、少なくとも取消手数料の額は元本割れすることとなります。

お客様の受取円貨額は主に為替相場等の指標の変動によって決まります。  
主な指標との関係は次のとおりです。

- |                       |  |
|-----------------------|--|
| 1. 中途解約時の為替相場         | 為替相場が円高に向かうほど、受取円貨額は大きくなる傾向があります。            |
| 2. 中途解約時の外国通貨と日本円の金利差 | 外国通貨の金利が日本円の金利に比べて高くなるほど、受取円貨額は大きくなる傾向があります。 |

このように、精算金の計算は中途解約時の市場実勢相場に応じますので、あらかじめその額をお示しすることはできません。

### 2. 預入前の解約について

本商品は約定日以降預入日前の解約は原則お取り扱いいたしません。  
当行がやむを得ないものと認めて解約する場合、解約に伴い生じた損害金および取消手数料をご負担いただきます。

$$\text{損害金} = \text{預入日の外貨建元金} \times \text{中途解約時に締結する預入日までの先物買予約相場} - \text{満期日の外貨建元利合計額} \times \text{中途解約時に締結する満期日までの先物売予約相場}$$

（注意）損害金がマイナスの場合は0とします。

損害金の計算は預入前解約時の市場実勢相場に応じますので、あらかじめその額をお示しすることができません。

## 〔商品の概要〕

- 1. 預金保険について**  
預金保険の対象外です。
- 2. お取引いただける方について**  
制限はございません。
- 3. 約定日について**  
原則として、預入日の2営業日前といたします。
- 4. お預け入れ期間について**  
満期日指定（1日以上1年以内でご指定ください。また、自動継続の取り扱いはいたしません。）。  
なお、預入日および満期日は、日本および海外市場の休業日以外といたします。
- 5. お預け入れ単位などについて**  
お預け入れ金額は、100万円相当額から受け付けいたします。お預け入れ単位に制限はございません。
- 6. お引き出し方法について**  
満期日に税引後元利金をご指定の口座へ入金いたします。あらかじめ入金口座をご指定でない場合は、証書およびお届け印をお持ちになり、銀行営業日における当日為替相場公表後、午後3時までに窓口へお申し出ください。（場合によってはご本人様を確認できる書類の提示をお願いすることがございます。）  
なお、お預け入れいただいた営業店でのみお取り扱いいたします。
- 7. 適用為替相場**  
外貨定期預金約定時に次のとおり為替先物予約を締結することにより、預入相場および解約相場が確定します。このため、円建てのお受取額が確定することから、外貨預金でありながら実質円預金と同様の利回りとなります。  
(1) 預入日 預入外貨額に対し銀行の売予約（お客様の買予約）を締結  
(2) 満期日 税引前元利外貨額または税引後元利外貨額に対し銀行の買予約（お客様の売予約）を締結
- 8. お利息の計算について**  
お預け入れいただいた時点の適用利率は満期日まで変わりません。また、満期日に一括してお支払いいたします。  
付利単位を1セント、1年を360日として日割計算いたします。  
（1年を365日としての計算をご希望の場合、その他の通貨でのお取り引きをご希望の場合に関しては、窓口にご照会ください。）  
金利については市場金利を参考に決定いたします。（窓口にご照会ください。）
- 9. 満期日前の解約について**  
本商品は満期日前の解約（中途解約）は原則お取り扱いいたしません。  
当行がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、外貨建ての元金および中途解約利息（預入日から中途解約日の前日までの日数について、中途解約日における外貨普通預金利率にて計算します）をお支払いし、中途解約日における当行仲値で円に交換します。その一方、中途解約にあたり、預金に内包されている為替予約を解消するための精算金を次の計算方法により算出し、お受け取りまたはお支払いいただくほか、取消手数料（5,000円）をお支払いいただきます。精算金および取消手数料は、上記の円貨額に合算または差し引きしてお支払いいたします。  
$$\text{精算金} = \text{満期日の円建元利合計額} - \text{満期日の外貨建元利合計額} \times \text{中途解約時に締結する満期日までの先物売予約相場}$$
  
以上より、お客様の受取円貨額は次の計算方法により算出いたします。  
$$\text{受取円貨額} = \{ (\text{外貨建元金} + \text{中途解約利息}) \times \text{中途解約日の仲値} + \text{精算金} \} (= a) - \text{取消手数料}$$
  
ただし、aはお預け入れ円貨額（いわゆる元本）を上回らないものとします。  
お客様の受取円貨額は為替相場および金利の影響によって変動いたしますが、中途解約時にはaが最大でもお預け入れ円貨額となるので、少なくとも取消手数料の額は元本割れすることとなります。  
お客様の受取円貨額は主に為替相場等の指標の変動によって決まります。主な指標との関係は次のとおりです。

1. 中途解約時の為替相場	為替相場が円高に向かうほど、受取円貨額は大きくなる傾向があります。
2. 中途解約時の外国通貨と日本円の金利差	外国通貨の金利が日本円の金利に比べて高くなるほど、受取円貨額は大きくなる傾向があります。

  
このように、精算金の計算は中途解約時の市場実勢相場に応じますので、あらかじめその額をお示しすることはできません。
- 10. 預入前の解約について**  
本商品は約定日以降預入前の解約は原則お取り扱いいたしません。  
当行がやむを得ないものと認めて解約する場合、解約に伴い生じた損害金および取消手数料をご負担いただきます。  
$$\text{損害金} = \text{預入日の外貨建元金} \times \text{中途解約時に締結する預入日までの先物買予約相場} - \text{満期日の外貨建元利合計額} \times \text{中途解約時に締結する満期日までの先物売予約相場}$$
  
（注意）損害金がマイナスの場合は0とします。  
損害金の計算は預入前解約時の市場実勢相場に応じますので、あらかじめその額をお示しすることができません。

## 11. 税金の概要について

### (1) 個人のお客様

#### A. お利息

お利息は「利子所得」として外貨にて20%（国税15%、地方税5%）が源泉分離課税となります。仮にお利息の額が100ドルの場合、国税15ドル、地方税5ドルが源泉徴収され、税引後のお利息80ドルが実際にお受け取りいただける額となります。なお、マル優はご利用いただけません。

#### B. 為替差益・差損

為替差益は「雑所得」として総合課税されるため、あらかじめ税額をお示しすることができません。なお、原則として申告が必要ですが、給与所得者で年収が2,000万円以下の場合、給与以外の所得が年間20万円以下であれば、国税の確定申告は不要です（地方税の申告は必要です）。

為替差損は、黒字の雑所得から控除できます（他の所得との損益通算はできません）。

### (2) 法人のお客様

お利息および為替差益は、いずれも総合課税となります。

なお、お利息については上記11. (1) A. の割合で源泉徴収されます。

※詳しくは税理士または公認会計士にご確認ください。

## 12. 取り扱い通貨

米ドル（その他の通貨については窓口にご照会ください。）

## 13. 認定投資者保護団体

当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体は、全国銀行協会です。

## 14. 付加できる特約

特にございません。

平成21年1月13日現在

このご説明書に関して、あるいはそのほかご不明な点などがございましたら、こちらの連絡先までお問い合わせください。

### 商号/連絡先

株式会社山陰合同銀行

経営企画部 商品販売管理室

TEL : 0120-315176

(受付時間：銀行営業日9：00～17：00)